

平成 25 年度事業計画

平成 25 年度基本方針

塩事業法の下、国民生活に不可欠な良質な塩を安定的に供給することを要請されている我々は、膜濃縮せんごう法による「安全・安心・国産塩」を取り組みの柱に据え、広く国民から共感を得ていくこととする。上記の基本認識に立って、今年度の事業運営の重点を次の通りとする。

1 国産塩の安定供給への取り組み

日本の製塩業は、膜濃縮せんごう法によって国民生活に不可欠な良質の塩を安定供給することを使命とし、その効率化に努めてきた。我々の務めは、安定供給を将来にわたり継続するために必要な生産体制をより強化していくことであり、不断の設備投資を行っていくことが前提となる。我々は、そのための個々の努力は当然のこととし、関係機関とも協調して、国産塩の安定供給のために全力を尽くすこととする。特に、東北地区の震災復興については、全力を上げて協力し、塩の安定供給に努める。

2 「地球温暖化対策のための課税の特例」への取り組み

石油石炭税の上乗せ課税分の免税措置については、平成 26 年 3 月末まで認めて頂いているが、国内製塩企業の経営に与える影響の大きさに鑑み、行政・関係団体等と、より一層連携を密にし、平成 26 年 4 月以降も免税措置を継続して頂けるよう要望行動を行っていくこととする。

3 塩製造技術高度化研究開発業務への対応

膜濃縮せんごう法による塩つくりにより、国際競争力を高め国内製塩の長期的安定を図るため、製塩膜メーカーの協力を得て、(財)塩事業センター主導の下に 5 ヶ年計画で始められた次世代膜開発業務は、実用化に向けての研究開発の段階にまで進められている状況にあるので、今後とも早期製品化に協力していくこととする。

4 TPP への取り組み

基本関税の堅持を基本とするが、TPPについては、自民党新政権の今後の対米政策動向等に注目し、適切な対応を図っていくこととする。

5 安全・安心への取り組み

「食用塩の安全衛生ガイドライン」については、食品防御及びAIB基準を含め、市場の品質要求に対応した改定とその着実な実施に努め、さらに徹底した管理を行っていくこととする。

一方、塩の表示問題から派生して提起されている安全問題についても検討を進めていくこととする。併せて膜濃縮せんごう塩の品質上の優位性を各種媒体を通じて訴求していくこととする。

6 情報の収集と提供

塩を取り巻く環境の激しい変化に対応するため、関係機関との連携を密にするとともに、より迅速・的確な情報の収集と提供に努め、業務の円滑化を図ることとする。

7 塩技術研修会の開催を継続し、会員企業の技術者を育成し、国内製塩技術の伝承に努める。

我々は、公益法人制度の見直しに伴い、一般社団法人として新たにスタートしたわけであるが、従来からの「国産塩の安定供給」という公的使命が変わるところは無く、今後とも適切かつ円滑な組織運営に注力することとする。